

## 社会教育関係団体の登録について

市は、市民の文化活動やスポーツ活動の支援の一環として、社会教育関係団体の登録を行い、市民の自発的・自立的な社会教育活動を支援しています。

### 1. 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体とは、文化芸術・スポーツ・生涯学習などの①社会教育に関する事業を主たる目的とし、②自主的な活動を行っている団体のことです。

社会教育法第10条により「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体」と規定されています。

#### ①社会教育に関する事業とは

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行う、文化・芸術・スポーツ・学習などの活動のことです。

- 学習活動（講演、講習、研修、話し合いなど）
- スポーツ・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化・芸術活動（園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（本の読み聞かせなど社会教育ボランティア活動）

#### ②自主的な活動とは

特定の個人や団体等の指示や命令で活動するのではなく、文化活動やスポーツ活動を行おうとする人たちが、自主的に団体をつくり、活動目的や内容、頻度、会費の使い道など団体の在り方を会員同士の話し合いによって決めていくことをいいます。

△ 次のような団体は社会教育関係団体とは認められません

- ・生活協同組合、労働組合など社会教育に関する事業が主たる目的ではない団体
- ・塾やカルチャースクールなどの営利が目的となっている団体
- ・講師や指導者が中心となっていて、活動内容なども講師のみで決めている自主性がない団体（会員同士で活動内容を決め、外部の指導者に依頼する場合は社会教育関係団体と認められます。）
- ・企業や学校で行われる部活動、クラブ活動、サークル等の一環として活動しているなど  
市民に開かれていない団体
- ・会員相互の親睦や交流のみが目的となっていて社会教育事業を行うことが目的となっていない団体（親睦・交流とともに体力維持・向上などが目的の場合は社会教育関係団体と認められます。）

## 2. 登録基準

- (1) 法人であるか否かを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育活動（文化活動、スポーツ、レクリエーション等）に関する事業を行うことを主たる目的とし、会員が自主的、主体的に運営している団体であること。
- (2) 繼続的かつ計画的に社会教育活動（文化活動、スポーツ、レクリエーション等）を行う団体で、次の行為を行わない団体であること。
- ①営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
  - ②特定の政党の利害に関する行為
  - ③公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
  - ④特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団等を支持し又はこれに反対する等の宗教活動
  - ⑤その他、公序良俗に反する行為
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次要件を備えていること。
- ①団体の構成員が概ね5人以上で、原則として構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
  - ②団体の主たる活動の本拠及び場が市内であること。
  - ③原則として、団体の代表者が市内に在住、在勤又は在学していること。
  - ④団体の組織機構が明確に確立しており、その組織及び活動のための規約又は会則を有し、毎年事業計画や事業予算を編成し、自立的活動をおこなっていること。
  - ⑤団体の活動費は、会員からの会費等を充てていること。
  - ⑥団体の代表者及び役員がその団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。
  - ⑦中学生以下によって組織されている団体には、保護者による運営組織又は複数の成人による育成・指導者がいること。
  - ⑧一般市民から加入の申し込みを受けたときは、これを拒まないこと。

## 3. 申請書類等

- (1) 社会教育関係団体登録申請書
- (2) 団体規約または会則
- (3) 会員名簿
- (4) 八幡平市体育施設使用料減免申請書
- (5) 社会教育関係団体登録申請申請チエックリスト

申請書提出後、申請内容を審査し問題がなければ登録通知書を郵送いたします。

登録団体は原則として、市ホームページに団体名と活動内容を掲載します。（申請書中、「団体情報公開」に同意の上、申請してください。）